

第386回団体交渉 PCAダイジェスト

日時 2019年2月15日(金) 15:30~17:00

場所 神谷町ビル11階

1. 組合員の加入について

(組合) 通知のとおり、1月15日付でH君が、全損保AIG支部に加入した。くれぐれも不当労働行為のないよう、念のため申し入れる。

2. PCA制度について

(組合) 「PA社員制度の一部改定案」について申し入れをする。AIG支部はこれまで、団体交渉と書面により繰り返し「制度変更による組合員の解雇」は認められないとし、「提案撤回」を求めてきている。会社は、「提案の撤回は出来ない」として、2015年1月より、AIG支部の同意なく解雇制度の導入をしている。2018年9月28日付で改定案が出されているが、基準を引き下げたとしても、「制度変更による組合員の解雇」という本質は変わらない。「生産性向上と成長性の確保」を実現したいのであれば、持続性も重要だ。長年勤務している社員を、短期間で解雇する制度は同意できない。改定ではなく本制度の撤回を求める。私たちは、組合員の解雇提案には同意出来ない。AIG支部と本人の同意無く、AIG支部組合員に本件解雇制度を適用しないよう、重ねて申し入れをする。本件の運用について確認する。

1. 昨年12月1日付での、准社員編入は何名か。
2. 本年3月末での准社員の解雇は何名か。

(会社) 本制度は引き続き運用していく。1は17名、2は4名である。

(組合) 私たちは、組合員の解雇提案には同意出来ない。AIG支部と本人の同意無く、AIG支部組合員に本件解雇制度を適用しないよう、重ねて申し入れをする。

3. H君の退職書類撤回について

(組合) AIG支部は、全損保本部と連名で、H君に対する退職書類の撤回を求めている(文書原本を手交)。全損保各支部の外勤部会や外資連絡会でも、「事件」として受け止められている。組合としては、
・復職に向けた手続きが本人に対して行われていないこと

・退職に向けた手続きが一方的に行われていること

という二つの問題意識を持っている。復職は会社の責務である。会社はH君を退職させるために、面談を引き延ばしてきたかのようだ。就業規則上の面談も行わないまま、本年2月末での退職は許されない。撤回を求める。

(組合) H君は業務中の交通事故により受傷、その後、職場でのハラスメントを受け休職している。2016年5月1日実施の「外務員・直販社員就業規則」が適用されるということによいか。

(会社) そのとおりでよい。

(組合) 2018年12月26日付、人事部長からのメールに記載のある、2019年2月末を期限とする「休職期間満了」とは、私傷病に対する期間ではないのか。業務上の負傷または疾病による療養期間は3年とされている。現時点で労災認定はされていないものの、行政訴訟にむけて準備を進めている。現時点で労災認定されていないことが、私傷病休職期間満了による退職という判断になっているのか。

(会社) 労災という認識はない。私傷病として休職の申し出を受けている。また、職場でのハラスメントがあったという見解は持っていない。

(組合) 主治医が作成した復職可能との診断書も繰り返し提出しているのに、就業規則にある、復職に向けた産業医面談は、昨年9月以降一切行われていない。また、その理由についても本人に明らかにされていない。本人も電話で問い合わせたが、「総合的判断」とするメールが返信されただけである。

(会社) 本人から提出された申告書と診断書、これまでの経緯や経過を基に、S産業医と会社で復職に向けた面談を実施するか決めている。面談を実施しないこともある。理由については「総合的判断」ということに尽きる。詳細を本人に伝える必要はない。同氏はPAとして採用されており、勤務についてもいろいろハードな面もある。

(組合) 本人の現況が提出された資料のみでわかるのか。主治医の復職可能との診断書があっても、基準などが一切明らかにされない「総合的判断」で面談が行われないのであれば、労働者は休職できない。安心して働けないではないか。

(会社) 最終的な復職決定は会社が行う。本人は申告書提出などのルールはしっかり守っていた。会社としては、安全配慮義務が大きい。本人を守るという立場でもある。

(組合) 本人：先日、人事部から「退職に関する書類」を郵送いただきましたが、退職は希望しません。

(組合) 会社は私傷病であるという判断で退職としているが労災が認められた場合はどうするのか。法定外災害補償規程による各補償を受けられるのか。

(会社) 「たら・れば」の回答はしない。裁判所が判決してから判断する。

(組合) 労災認定には日数がかかることがある。私傷病を適用して退職させた後に、労災認定に至った事例は、今までにあるのか。

(会社) 記憶にはない。

(組合) H君の2月末退職について「会社は撤回しない。」ということを確認できたということによいか。

(会社) そうだ。